解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

静岡県島田市中溝町一二九四番地の一

医療法人社団暁会

清算人　荒浪　章子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大阪府泉大津市東豊中町三―一八―一

医療法人三瀬医院

清算人　三瀬　徹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

兵庫県豊岡市立野一二の四六番地

宗教法人黒住教豊岡教会所

清算人　田淵　啓之

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年八月八日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留一九番地の一

湯梨浜町土地開発公社

代表清算人　吉川　寿明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

広島市安佐南区長束西一丁目一番四二号

医療法人社団山下会

清算人　山下　薫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大分県中津市三光下深水九六六

宗教法人照光寺

清算人　奥永　学

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十八日、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都杉並区和田三丁目一七番一号

日蓮宗龍王教会

清算人　赤塚　教乗

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

奈良県宇陀市大字陀守道八五七番地

農事組合法人阿騎野農産物加工組合

清算人　吉村　政憲

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

青森県弘前市大字御幸町八番地一〇

学校法人弘前厚生学院

清算人　鳴海　春輝

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月二十四日開催の定期大会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

富山県中新川郡上市町神田一六番地

池田模範堂労働組合

清算人　和田　亮吾

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年八月八日京田辺市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

京都府京田辺市山手東一―六―一

京田辺松井インター西土地区画整理組合

代表清算人　上田　俊次

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年八月八日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

京都府京田辺市山手東一―六―一

八幡インター南土地区画整理組合

代表清算人　西川　吉之

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福岡県田川郡福智町伊方五三九番地一

農事組合法人広谷営農組合

清算人　髙津　定則

第二十一期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部

負債の部　五、五四八

正味財産の部　二、四七二

負債及び正味財産の部　五、五四八

第７期決算公告　令和７年９月26日

札幌市中央区北１条西１丁目６番地

株式会社ノースディテール

代表取締役　渋谷　順

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	235,395
	固定資産	82,501
	合計	317,896
負債及び純資産の部	流動負債	122,698
	固定負債	9,258
	株主資本	185,940
	資本金	17,625
	資本剰余金	15,719
	資本準備金	14,625
	その他資本剰余金	1,094
	利益剰余金	152,595
	その他利益剰余金	152,595
	（うち当期純利益）	(22,775)
	合計	317,896